

# 保 育 所 の 概 況

令和2年4月1日現在

保育所名	北九州市立 若松コスモス保育所			施設長名	黒瀬 尊子
所在地	〒808-0024 北九州市若松区浜町二丁目10番13号				
電話番号	093-761-5611	FAX番号	093-761-5611	認可年月	平成9年4月
設置主体	北九州市		運営主体 (設置主体と異なる場合)		

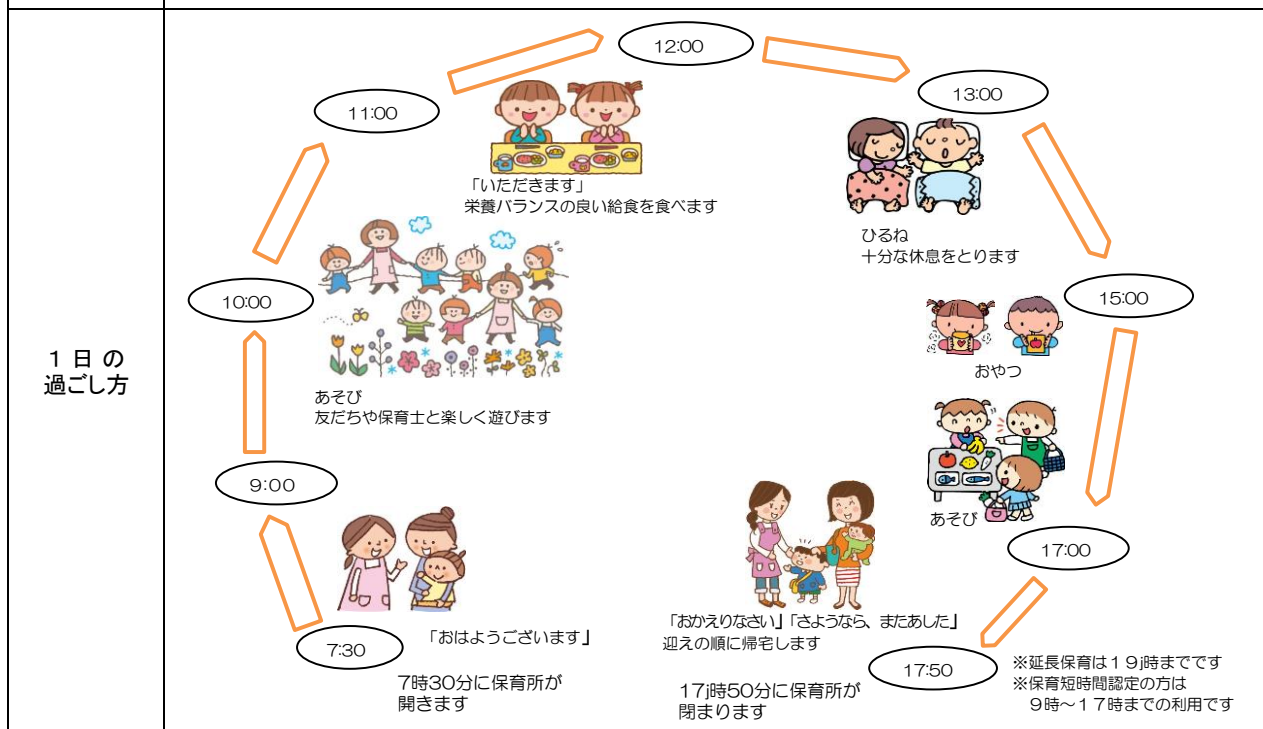
建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他( )	2階建( )	階部分
------	-------------------------	--------	-----

建物延床面積	894.23㎡
--------	---------

利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号定員	/			71人 (57人)			71人 (57人)
3号定員	14人 (9人)	45人 (39人)		/			59人 (47人)
開所時間	7:30	~ 17:50 (延長19:00)		保育短時間の 受入時間帯	9:00 ~ 17:00		
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)						

職員数	27人	内訳 : 施設長(1人) 保育士(24人) 調理員(委託業者2人) その他(0人)
-----	-----	---

施設の目的	<p><b>【施設の目的及び運営の方針】</b> 保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とします。また、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。</p>
運営の方針	<p><b>【保育の方針】</b> 家庭的でくつろいだ環境の中で、主体的に楽しく活動ができるようにながら、意欲や思いやりを育み、望ましい未来をつくりだす社会人となるように願って、人格形成の基礎の力を培います。</p>
保育の方針	<p><b>【目指す子ども像】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・よく食べよく眠り元気よく遊べる子ども</li> <li>・人の話をよく聞き、思ったことを表現できる子ども</li> <li>・やさしさや思いやりの気持ちを持ち、共感したり感動したりできる子ども</li> <li>・基本的、社会的習慣を身に付け、がまんすることや良いこと悪いことを考えて行動できる子ども</li> <li>・意欲的に生き生きと活動できる子ども</li> </ul>



保育所名	北九州市立 若松コスモス保育所
------	-----------------

年間行事 予 定	4月 進級・対面式 クラス懇談会・保護者会総会	10月 運動会・子ども五平太発表会 文化祭・遠足・ハロウィン・健康診断
	5月 親子遠足 健康診断	11月 おいもパーティー 保護者向け講演会
	6月 保育参加週間(試食会) 歯科検診	12月 生活発表会・クリスマス会
	7月 プール開き・七夕まつり・ 一年生招待	1月 郵便ごっこ
	8月 プール大会	2月 豆まき・春待ちコンサート 若松図書館作品展
	9月 	3月 ひなまつり・卒園式・ お別れパーティー・修了式

各種保育 事業の 実施状況	<p>《一時保育》 一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育をします。</p> <p>①緊急保育サービス…保護者の病気、出産などの場合(連続14日を限度)</p> <p>②断続的保育サービス…保護者の短期の仕事など(週3日を限度)</p> <p>③育児リフレッシュ保育サービス…育児に伴う心理的・肉体的負担の解消(週3日を限度)</p> <p>《延長保育》 通常の保育時間を19:00まで延長して保育をしています。</p> <p>《障害児保育》 障害児と健常児と一緒に保育し、相互の健全な育成を図ります。</p> <p>《地域活動事業》 <b>地域の未就園児さんを招いて、遊びの提供を行います。</b> 地域の方や年長者の方々と一緒に公園の美化、五平太太鼓、伝承遊びなどで交流しています。</p>
---------------------	---

利用の開始 及び終了に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子から利用先が決定されます。</li> <li>●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。</li> </ul>
-------------------------	--

実費に係る 利用者 負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3・4・5歳児の給食にかかる副食費(月額 4,500円) → 給食のおかずやおやつにかかる費用を負担するもの。 ※ 3か月に一度、3か月分の納入通知書をお渡しします。退所により、副食費の払い過ぎが生じた場合には、還付手続きを行いますので、「口座振替依頼書」を提出してください。 なお、月途中での退所の場合は、日割り計算します。</li> <li>●年長児宿泊保育(夕食代680円・朝食代470円・シーツクリーニング代200円 計1350円)</li> <li>●3歳児帽子(500円)</li> </ul>
---------------------	--

その他 特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。</li> <li>●保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。</li> <li>●事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。</li> </ul> <p>【非常災害対策】 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。</p> <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】 入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。</p>
-------------	---